

〈中途付加用〉

入院一時金特約（払戻金なし） [無配当]

ご契約のしおりー約款

本冊子は、入院一時金特約（払戻金なし）の中途付加の場合に適用されるものです。
保険契約に関する注意事項等につきましては、主契約の「ご契約のしおりー約款」と合わせて内容をご確認ください。

目次

■ご契約のしおり

特約の中途付加にあたって……………	2
●特約の中途付加について……………	2
●告知と告知義務……………	3
●その他ご注意いただきたいこと……………	3
●個人情報の取扱い……………	4
●「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用…	8
保障内容について……………	11
●入院一時金特約（払戻金なし）……………	11
給付金の請求・お支払いについて……………	14
●給付金の請求手続き……………	14
●給付金の支払期限……………	15
●給付金の代理請求（指定代理請求特約）……………	16
●入院一時給付金をお支払いできない場合……………	17
ご契約後について……………	19
●特約の払戻金……………	19
●中途付加した特約の更新……………	19
●各種変更手続き……………	19

■約款

●入院一時金特約（払戻金なし）……………	21
●別表……………	25



- 特約の中途付加は、中途付加時点における取扱いが適用されます。将来において中途付加の取扱いが変更されることや、中途付加の取扱いがないこともあります。
- 主契約が次の場合には特約の中途付加を取扱いません。
 - ・保険料の払込みの免除事由が発生している場合
 - ・特別条件が付加され、指定疾病・指定部位に対する保障が不担保期間中の場合

ご契約のしおり

特約の中途付加にあたって

特約の中途付加について

中途付加できる主契約

- ◇次の主契約に入院一時金特約（払戻金なし）を中途付加することができます。
 - 医療保険 1095（払戻金なし）
 - 終身医療保険 2018
（終身医療保険 2018 健康還付特則付に付加することはできません。）

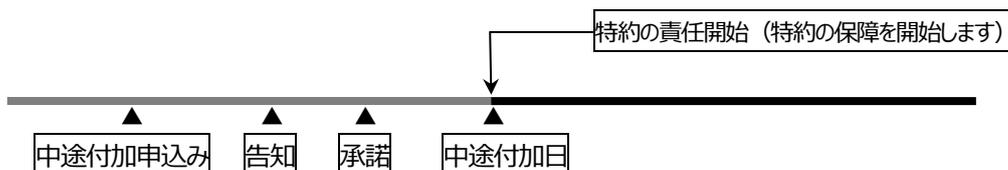
中途付加日

- ◇主契約の保険期間・保険料払込期間により、中途付加日は次のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	中途付加日
終身	終身	月単位の契約応当日（月 1 回付加可能）
終身	60 歳払済・65 歳払済・70 歳払済	年単位の契約応当日（年 1 回付加可能）
10 年	10 年	年単位の契約応当日（年 1 回付加可能）

特約の責任開始日

- ◇当社が特約の中途付加を承諾した場合、中途付加した入院一時金特約（払戻金なし）は中途付加日から特約の保障を開始（責任開始）します。



- 特約の責任開始日（中途付加日）前に入院一時金特約（払戻金なし）の入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、入院一時給付金をお支払いできません。
- 特約の中途付加の申込み後、特約の責任開始日（中途付加日）前に主契約が失効した場合には、特約の中途付加はなかったものとします。

特約の保険料

- ◇入院一時金特約（払戻金なし）の保険料は、中途付加日の被保険者の年齢および保険料率により計算されます。
- ◇中途付加した入院一時金特約（払戻金なし）の保険料は、主契約の保険料払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料の払込期月内（月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで）に主契約の保険料と同時に払込んでください。
- ◇主契約の保険料の払込猶予期間満了日^(*)までに、入院一時金特約（払戻金なし）の第 1 回保険料の払込みがない場合には、特約の中途付加はなかったものとします。
（*）払込期月内に払込みがない場合のために払込猶予期間を設けています。払込期月の翌月 1 日から末日までが払込猶予期間です。

特約の保険期間・保険料払込期間

- ◇中途付加した場合の入院一時金特約（払戻金なし）の保険期間・保険料払込期間は次のとおりです。
 - 主契約の保険期間が終身の場合：主契約の保険期間・保険料払込期間と同一
 - 主契約の保険期間が 10 年の場合：主契約の保険期間・保険料払込期間の満了まで

特約の中途付加にあたって

告知と告知義務

告知の重要性（告知義務）

◇契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。生命保険は多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事している方等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。特約の付加にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態等、告知画面または告知書で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知して）ください。

告知をお受けできる権限（告知受領権）

◇告知受領権は当社が有しています。生命保険募集人（募集代理店、募集代理店の取扱担当者、当社の電話オペレーター等をいいます。）には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

告知義務違反について（正しく告知されない場合のデメリット）

◇告知していただく事項は告知画面または告知書に表示します。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、特約の責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として特約を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。特約の責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由が2年以内に生じていた場合には、特約を解除することがあります。

◇特約を解除した場合でも「給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。

◇告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、特約を解除することができます。

※告知義務違反として特約を解除する場合以外にも、給付金をお支払いできないことがあります。たとえば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険が極めて高い疾患の既往症、現症等について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金をお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも特約が詐欺による取消しとなることがあります。）この場合、すでに払込みいただいた特約の保険料は払戻しません。

その他ご注意いただきたいこと

◇特約を中途付加した場合にクーリング・オフ制度の取扱いはありません。

◇保険証券不発行特約が付加されている場合、保険証券は発行されません。

◇現在ご契約の保険契約を解約または減額し、特約の中途付加の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

○解約・減額の際に払戻される金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年数が短い場合の払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

○一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うこととなる場合があります。

○特約の中途付加の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、特約の中途付加のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために特約の解除や、詐欺による取消しとなる場合があります。

○中途付加した特約については、入院の原因となる病気やケガが責任開始期前に生じている場合等には、給付金のお支払いができないことがあります。

特約の中途付加にあたって

個人情報取扱

当社（楽天生命保険株式会社）は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の取扱いに関する方針「プライバシーポリシー」を当社ホームページに掲載しています。その要旨は次のとおりです。詳細は当社ホームページにてご確認ください。

1. 個人情報等保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）をはじめ個人情報等保護に関する諸法令、国および関係機関が定める指針・ガイドラインその他の規範および当社プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報等の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報等を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理（※）
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実（※）
- (4) その他上記業務に関連・付随する業務

※お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズに応じた各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

ただし、個人番号および特定個人情報（個人番号を含む個人情報）については、次に掲げる事務に必要な範囲でのみ取扱うこととし、その範囲外で取得、利用または第三者提供を行うことはありません。

- ①源泉徴収票・支払調書作成事務
- ②報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- ③前①②に掲げる事務以外の、法令に定める個人番号関連事務等

機微（センシティブ）情報の取扱いについて

保健医療情報などの「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（個人情報保護委員会・金融庁）第5条1項」に定める機微（センシティブ）情報は、「保険業法施行規則第53条の10」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当社は、機微（センシティブ）情報について、個人情報保護法その他の法令およびガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供いたしません。

3. 個人情報等の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法で個人情報等を取扱います。主な取得方法は、次のとおりです。

- (1) 申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
- (2) キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
- (3) 当社へお申しいただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
- (4) 窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただく場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

- (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する情報、生死に関する情報
- (2) 上記(1)に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等（申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など）に記載されている情報

特約の中途付加にあたって

(3) 保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報

(4) 保険金・給付金等の支払いに関する情報

※上記には、吸収分割等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報等を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するため、個人情報等の取扱いに関して、次のとおり安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じます。

- (1) 安全管理について役職員等の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を確認するとともに、個人情報等保護の適正な取組体制を維持します。
- (2) 個人情報等を取扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等セキュリティ対策を実施します。
- (3) 役職員等に対し、個人情報等の非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。
- (4) 当社施設への入退室管理、個人情報等の盗難防止等の措置を講じます。
- (5) 外国にある第三者に個人データを提供する場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を実施します。

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1) 法令にもとづく場合
- (2) ご本人が同意されている場合
- (3) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
- (5) 再保険の手続きをする場合（詳細は、「再保険会社への提供について」をご確認ください）
- (6) 利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
- (7) 個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合

ただし、特定個人情報については番号法で定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

再保険会社への提供について

当社は、お引受けする保険契約について、次のとおり個人情報を再保険会社（外国（本邦の域外にある国または地域）にあるものを含む。）に提供することがあります。なお、適切な危険分散等の観点から、保険引受および同意取得の時点では再保険会社を特定できません。外国の再保険会社に提供を行った場合には、個人情報保護法および関係法令等に基づき、ご本人の求めに応じて、外国の名称等に関する情報を提供いたします。

○第三者に提供する目的

再保険の仕組みを通じた保険引受リスクの分散のため、再保険会社における再保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用を目的とします。

○提供する個人情報の項目

再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、保険金受取人氏名・住所、診断書類など業務遂行に必要な個人情報

○提供の手段等

当社は、再保険会社へ提供する個人情報を暗号化等により秘匿化し、運搬、郵送、宅配便およびメール等の手段で再保険会社に提供いたします。

○個人情報の取扱いに関する契約について

当社は、個人情報の取扱い等に関する条項を規定した契約を再保険契約の相手方と締結します。

特約の中途付加にあたって

個人情報の共同利用について

○楽天グループ株式会社との共同利用について

楽天グループ株式会社が運営するお客さま向けプログラムやキャンペーン（以下「楽天お客さま向けキャンペーン等」といいます。）の運営のために、楽天お客さま向けキャンペーン等の対象者となられるお客さまの当社保険契約（以下「対象保険契約」といいます。）について、申込書類およびその附属書類、インターネット等電磁的方法や電話・チャット等を通じてご提供いただいた申込みにかかる個人情報その他のお客さまの個人情報を、楽天グループ株式会社と共同で利用します。

(1) 共同利用する個人情報の項目

- ①お客さまを識別する符号その他の情報
- ②対象保険契約申込み・ご加入・ご継続にかかる情報等の対象保険契約のステータスについての情報
- ③その他楽天お客さま向けキャンペーン等を運営するうえで必要な情報

(2) 共同利用の利用目的

楽天お客さま向けキャンペーン等について、お客さまの情報通信端末画面に、お客さまの楽天お客さま向けキャンペーン等の利用状況およびこれに伴う特典の蓄積状況の表示を行うため

(3) データ管理責任者

楽天生命保険株式会社

○グループ会社との共同利用について

楽天インシュアランスホールディングス株式会社（以下、「楽天インシュアランスホールディングス」と表記）および楽天インシュアランスホールディングスの子会社等（以下、これらを総称して「楽天インシュアランスグループ」と表記）では、グループの経営管理や各種リスク管理を実施すると共に、より付加価値の高い各種商品・サービスを開発・提供等するため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

(1) 共同利用する個人データの項目

楽天インシュアランスグループが保有する個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、個人を識別する符号、保険契約の申込書類およびその附属書類等に記載されている情報、保険金・給付金等の支払いに関する情報、保険契約の維持管理に関する情報その他の下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

(2) 共同利用者の範囲

楽天インシュアランスグループ

※楽天インシュアランスグループの詳細につきましては、楽天インシュアランスホールディングスホームページ（<https://www.ins-hd.rakuten.co.jp/>）の「グループ情報」をご参照ください。

(3) 共同利用の利用目的

- ①経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
- ②各種取引の開始・維持管理（各種保険契約のお引受けやご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを含みます）
- ③楽天インシュアランスグループの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④楽天インシュアランスグループが提供する各種商品・サービスのご案内、提供
- ⑤その他上記に関連・付随する業務

(4) 個人データ管理責任者

当該個人データを原取得した各会社

7. 個人情報等取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、定期的または随時に委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

委託先の選定にあたっては、委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況、ならびに委託先から再委託する場合の再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準を定め、これを遵守します。

特約の中途付加にあたって

8. 情報交換制度等について

当社は、一般社団法人生命保険協会が運営する次の制度において、他の生命保険会社等との間で生命保険契約等に関する個人情報を共同利用します。次の制度につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページもあわせてご覧ください。

○契約内容登録制度・契約内容照会制度

○支払査定時照会制度

ただし、特定個人情報については共同利用いたしません。

9. 外国にある第三者への提供について

当社は、個人情報保護委員会規則で定める措置を講ずることによって個人データを外国にある第三者に提供した場合には、ご本人からの求めに応じて当該措置に関する情報を提供いたします。

10. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止ならびに第三者提供記録の開示（以下、「開示等」といいます。）の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、法令に則り、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

開示等のご請求に関する手続きは、当社ホームページまたは 11.に記載のお問い合わせ窓口でご確認ください。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報等の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

楽天生命個人情報窓口 0120-977-677

(平日 9:00~19:00、土日・祝日 9:00~17:00/年末年始を除く)

ホームページアドレス <https://www.rakuten-life.co.jp/>

12. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

電話番号：03-3286-2648 所在地：〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00~17:00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>

13. 提供の任意性

当社への個人情報等の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

14. 個人情報管理態勢の継続的改善

個人情報等を適切に保護するための個人情報管理態勢を構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページ（<https://www.rakuten-life.co.jp/>）に掲載し、公表いたします。

特約の中途付加にあたって

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定のものとともに共同して利用しています。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下、「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下、「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

保険契約等の申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下、「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合

イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ) 当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

登録事項

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

特約の中途付加にあたって

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更の申込みがあった場合、申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容につきましては、

当社ホームページ（<https://www.rakuten-life.co.jp/privacy/contract.html>）をご確認ください。

支払査定時照会制度

保険金、給付金もしくは共済金等（以下、「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知りえた情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合

イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ) 当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

特約の中途付加にあたって

オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後 5 年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から 5 年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、
当社ホームページ (<https://www.rakuten-life.co.jp/privacy/assess.html>) をご確認ください。

保障内容について

入院一時金特約(払戻金なし)

特徴

- ◇病気・ケガで入院したときの保障をさらに厚くすることができます。日帰り入院（入院日と退院日が同一の入院で、入院基本料などのお支払いの有無で判断します。）から保障するので、短期入院にも備えられます。
- ◇特約を解約した場合の払戻金はありません。また、この特約に契約者配当金はありません。

支払事由など

お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
入院一時給付金	責任開始期以後に生じた病気（異常分娩（→約款別表 2）を含みます。）またはケガの治療を目的として入院 ^(*) したとき	入院一時給付金額	通算 100 回 限度	被保険者

(*) 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。（→約款別表 2）

- ◇直前に支払われた入院一時給付金の支払事由に該当した日から 60 日以内の入院については、入院一時給付金をお支払いしません。直前に支払われた入院一時給付金の支払事由に該当した日から 60 日を経過した日の翌日以後に入院した場合、または、入院している場合が支払対象となります。ただし、継続入院の場合（継続入院の開始日前 60 日に入院一時給付金の支払事由が生じていない場合に限り）、入院 1 日目、60 日目で入院一時給付金をお支払いし、以後 60 日ごとにお支払いします。
- ◇入院一時給付金が支払限度に到達したとき、この特約は消滅します。



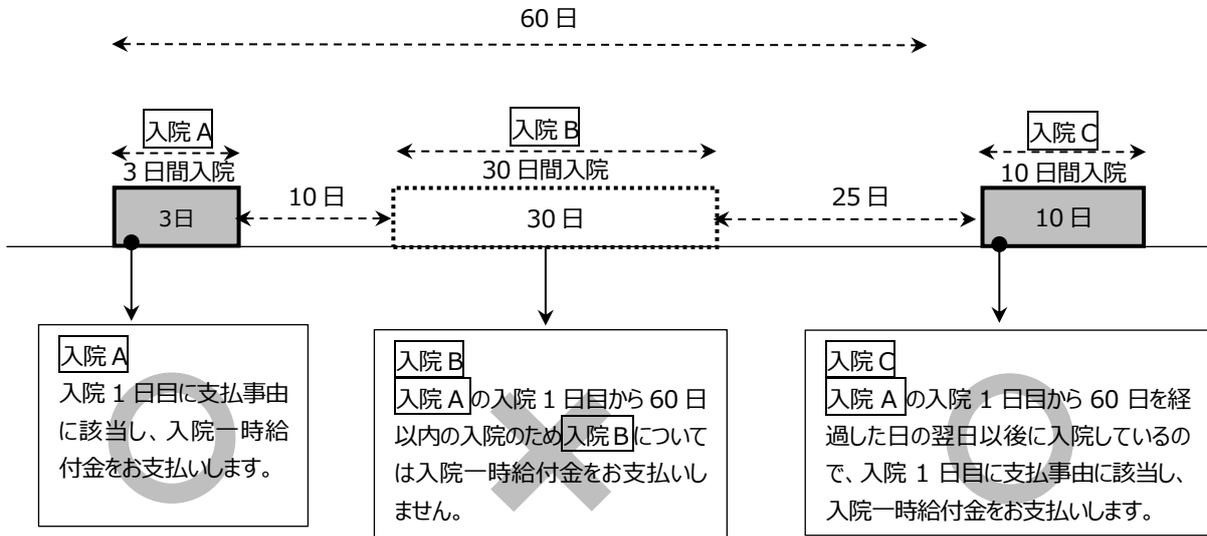
入院一時給付金の支払対象となる入院は病気・ケガの治療を目的とする入院であることを要します。美容上の処置や人間ドックなどのための入院は治療を目的とする入院には該当しません。

保障内容について

入院一時給付金のお支払い例

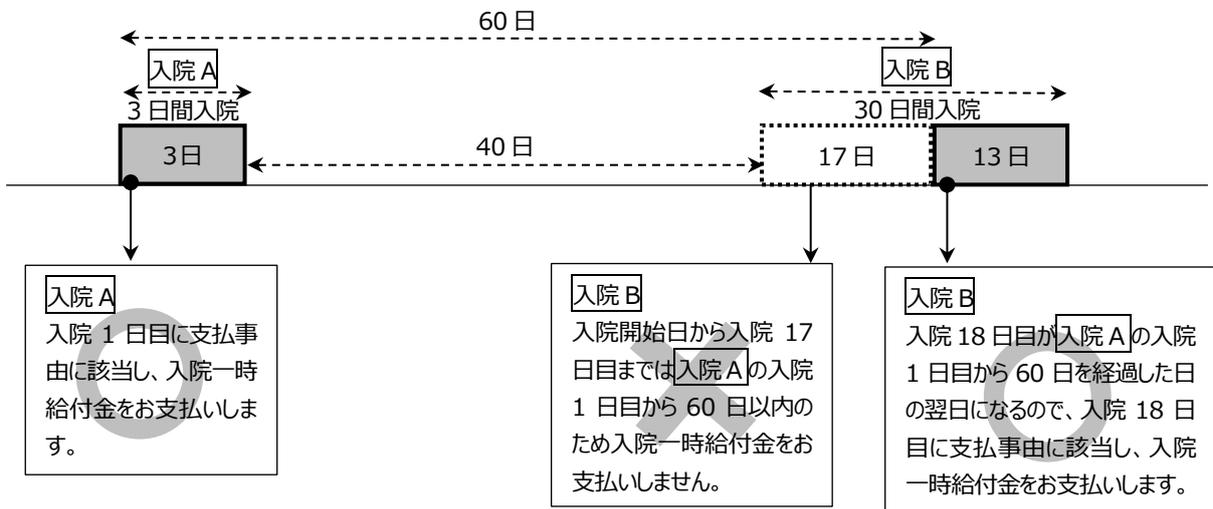
〈2回以上入院した場合①〉

入院一時給付金の支払事由に該当した日から60日以内の入院については入院一時給付金をお支払いしません。



〈2回以上入院した場合②〉

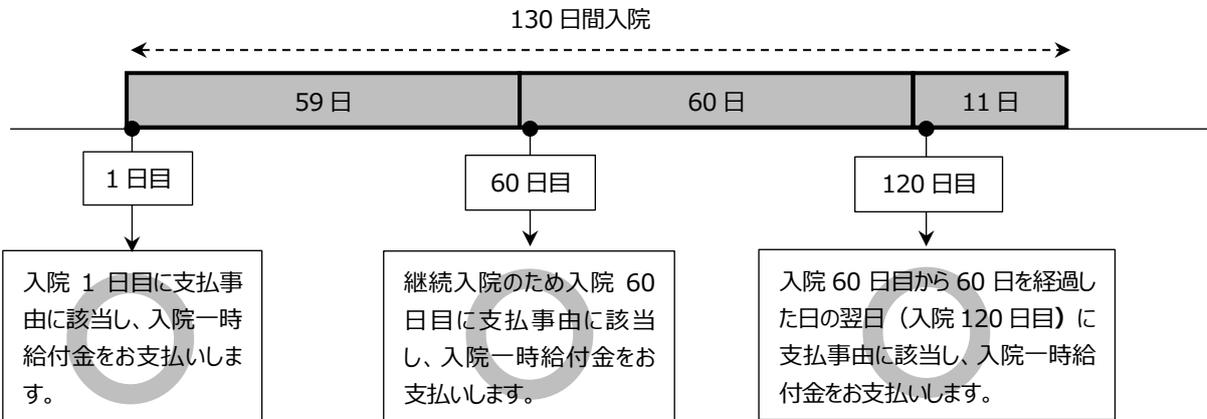
入院一時給付金の支払事由に該当した日から60日を経過した日の翌日以後の入院が支払対象です。



保障内容について

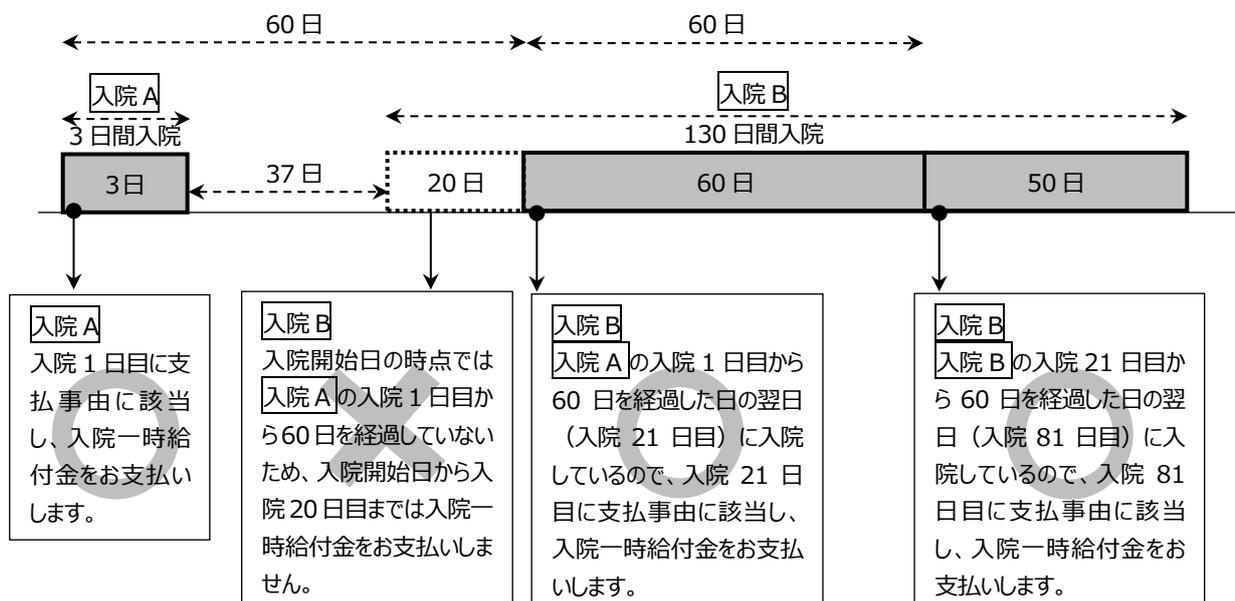
〈継続 60 日以上入院した場合〉

継続 60 日以上入院した場合には、入院一時給付金を 1 日目、60 日目でお支払いし、以後継続しているときは 60 日ごとにお支払いします。



〈継続 60 日以上入院した場合でも、継続入院の 1 日目、60 日目でお支払いできないケース〉

継続 60 日以上入院した場合でも、継続入院の開始日前 60 日に入院一時給付金の支払事由が生じている場合には、入院 1 日目、60 日目でのお支払いはありません。直前の支払事由に該当した日から 60 日を経過した日の翌日以後の入院に対して、入院一時給付金をお支払いします。



給付金の請求・お支払いについて

給付金の請求手続き

給付金の支払事由が生じた場合のお手続きの流れは次のとおりです。

① 『保険金・給付金ダイヤル』にご連絡ください。

- 給付金のご請求に必要な書類をご案内します。請求に必要な当社所定の書類は当社ホームページ (<https://www.rakuten-life.co.jp/>) からダウンロードすることもできます。

保険金・給付金ダイヤル

0120-977-002 (無料)

受付時間 9:00~18:00 年末年始除く

※当社委託先が承ります。

② 請求に必要な書類をご用意ください。

- 請求書類に必要事項をご記入ください。
- 必要書類（医師の診断書、公的書類等）をお取り寄せください。

※必要書類（医師の診断書、公的書類等）の取得のために費用がかかることがあります。これらの費用はすべて受取人の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

すべての書類の準備ができましたら、当社へご提出ください。

③ 請求内容を確認します。

- 必要書類の不足や記載内容に不明点があった場合は、当社から連絡します。
- 治療の経過・内容・障害の状況、事故の状況などについて、事実の確認（医療機関への確認も含みます。）をさせていただくことがあります。その場合、確認先の都合や事故原因の調査などによって日数を要する場合がありますので、ご了承ください。
- 内容によっては給付金をお支払いできない場合があります。

④ 給付金をお支払いできる場合は送金します。

- 請求書類の不足や記載内容に不明な点がなく、事実の確認を必要としない場合は、当社に書類到着後、5 営業日以内にお支払いします。
- 給付金をご指定の口座へ送金し、あわせてお支払明細書をお送りします。



給付金を請求する権利は、3 年間請求がない場合には時効により消滅しますのでご注意ください。

給付金の請求・お支払いについて

給付金の支払期限

給付金は、請求書類が当社に到着した日^(*)の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、当社に提出された書類だけでは確認ができない場合は次のとおりとします。

給付金のお支払いをするための確認等が必要な場合		支払期限
<p>①</p> <p>給付金をお支払いするために確認が必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ○給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 ○告知義務違反に該当する可能性がある場合 ○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	請求書類が当社に到着した日 ^(*) の翌日から30日
<p>②</p> <p>上記①の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合</p>	○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	請求書類が当社に到着した日 ^(*) の翌日から30日
	○弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合	請求書類が当社に到着した日 ^(*) の翌日から90日
	○研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	
	○日本国外における調査が必要な場合	
	○契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	請求書類が当社に到着した日 ^(*) の翌日から180日
	○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日 ^(*) の翌日から60日

(*) 請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

	<p>給付金をお支払いするための上記①②の確認等の際に、契約者、被保険者、給付金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金をお支払いしません。</p>
---	--

給付金の請求・お支払いについて

給付金の代理請求(指定代理請求特約)

◇指定代理請求特約が付加されている場合、給付金の支払事由が生じたときに被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、被保険者の代理人として給付金を請求することができます。

◇契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定してください。

指定代理請求人の範囲	被保険者が給付金を請求できない特別な場合	代理請求できない場合
次のいずれかの範囲内で1名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者 ^(*) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者 ^(*) ⑤その他③および④の者と同等の者 ^(*)	○給付金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めたとき ○「がん」などの当社が認める傷病名の告知を受けていないとき ○その他給付金を請求できない特別な事情があると当社が認めたとき	指定代理請求人が次に該当する場合には代理請求をすることができません。 ○故意に給付金の支払事由を生じさせたとき ○故意に被保険者を給付金の請求ができない状態にさせたとき ○請求時において、指定代理請求人の範囲外となったとき(例:婚姻関係を解消して戸籍上の配偶者でなくなったとき等)

(*) 当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限りま



指定代理請求人を指定した場合には、契約者から指定代理請求人に対して、以下のことをお伝えください。

- 指定代理請求人に指定されたこと
- 被保険者が給付金を請求できない場合に、被保険者にかわって給付金の請求ができること
- 給付金の支払事由

◇被保険者が給付金を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人が請求時に死亡している、指定した指定代理請求人が指定代理請求人の範囲外である、指定代理請求人が代理請求できない等、指定代理請求人が請求できないときは、次の方が代理請求人として給付金を請求することができます。

- ①請求時において被保険者と同居または生計を一にする死亡保険金受取人
- ②①に該当する者がいない場合、①に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において被保険者と同居または生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
- ③①または②に該当する者がいない場合、①または②に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において被保険者と同居または生計を一にする被保険者の3親等内の親族
- ④①②③に該当する者がいない場合、①②③に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、①②③に該当する者と同等の給付金を請求すべき適当な理由がある者として当社が認めた者



給付金を指定代理請求人・代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその給付金を請求いただいてもお支払いできません。

給付金の請求・お支払いについて

入院一時給付金をお支払いできない場合

支払事由に該当しない場合

◇支払事由に該当しない場合には、給付金のお支払いができません。給付金の支払事由の詳細については「保障内容について」のページでご確認ください。

〈支払事由に該当しない例〉

- 病気やケガの治療を目的としない入院の場合
- 約款別表 2 に定める入院の定義に該当しない入院の場合

免責事由に該当した場合

◇支払事由に該当しても給付金のお支払いができません（免責事由）があります。

給付金の種類	免責事由
入院一時給付金	①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦被保険者の薬物依存によるとき

戦争その他の変乱、地震・噴火・津波により支払事由が生じた場合

◇戦争その他の変乱、地震・噴火・津波により給付金の支払事由が生じた場合、支払事由に該当する被保険者の数によっては、給付金を削減してお支払いするか、給付金をお支払いしないことがあります。

特約の責任開始期前に生じた傷病による場合

◇給付金のお支払いは、特約の責任開始期以後に生じた傷病を原因とする場合に限りです。したがって、原因となる傷病が特約の責任開始期前に生じている場合は、給付金のお支払いをすることができません。

	傷病が特約の責任開始期前に生じている場合でも、次の場合には、特約の責任開始期以後の原因によるものとみなし、給付金の支払対象となります。 <ul style="list-style-type: none">○特約の責任開始期前に生じた傷病を原因とする場合で、特約中途付加時にその傷病について告知があった場合○特約の責任開始期前に生じた傷病を原因とする場合で、特約の責任開始期前に医師の診察や検査等の結果で異常の指摘を受けたことがなく、その傷病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合○特約の責任開始日からその日を含めて 2 年経過後に入院を開始した場合
---	---

詐欺による取消しの場合

◇契約者または被保険者の詐欺により特約を付加したものと認められ、特約が取消となった場合、給付金をお支払いすることができません。この場合、すでに払込みいただいた特約の保険料は払戻しません。

給付金の請求・お支払いについて

不法取得目的による無効の場合

◇特約付加の状況、特約付加後の給付金の請求の状況等から、契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的で特約を付加したものと認められ、特約が無効とされた場合、給付金をお支払いすることができません。この場合、すでに払込みいただいた特約の保険料は払戻しません。

告知義務違反による解除の場合

◇故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、告知していただいた内容が事実と相違していたため、告知義務違反により特約が解除された場合、給付金の支払事由に該当していても給付金をお支払いできないことがあります。

※告知義務違反について詳しくは「告知と告知義務について」のページをご覧ください。

重大事由による解除の場合

◇次のような事由（重大事由）に該当し特約が解除された場合、給付金をお支払いすることができません。

- ①契約者または被保険者が、給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ②この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
- ③他の保険契約との重複により入院一時給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④契約者または被保険者が反社会的勢力^(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(*2)を有していると認められるとき
- ⑤上記①～④の他、当社の契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする、上記①～④と同等の重大な事由があるとき

◇上記の事由が生じた後に、給付金の支払事由が生じたときは、給付金をお支払いできません。すでに給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

(*1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

ご契約が失効した場合

◇保険料の払込みがなかったためご契約が失効した後に、給付金の支払事由が生じても、給付金のお支払いをすることができません。

ご契約後について

特約の払戻金

- ◇入院一時金特約（払戻金なし）には、特約の保険期間を通じて特約を解約した場合の払戻金はありません。
- ◇解約時の払戻金をなくすしくみとしています。このしくみで特約の保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。

中途付加した特約の更新

- ◇入院一時金特約（払戻金なし）を中途付加した保険契約を更新する場合、更新後の入院一時金特約（払戻金なし）の保険期間は主契約と同一となります。
- ◇更新後の特約の保険料は、更新日の被保険者の年齢および保険料率により計算されます。
- ◇給付金の支払限度は、更新前後を継続した保険期間とみなして取扱います。

〈保険期間 10 年の主契約に中途付加した場合〉



各種変更手続き

次のようなときには、楽天保険の総合窓口にご連絡ください。

- 契約者の変更
- 改姓・改名
- 指定代理請求人の変更
- 住所・電話番号の変更
- 保険料払込方法の変更
- 保険証券の紛失・再発行
- ご契約の見直し（減額等）



ご契約に関する照会やご連絡の際には、お手元に保険証券をご用意いただき、「証券番号」「契約者の住所、電話番号、お名前」「被保険者のお名前」をお知らせください。（保険証券不発行特約を付加している場合は、契約者様専用サイトでご確認ください。）

約 款

入院一時金特約（払戻金なし）

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が疾病または傷害の治療を目的として入院した場合に、所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

（特約の締結および責任開始期）

第 1 条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申出があり、会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は主契約の責任開始期と同一とします。

（給付金の支払）

第 2 条 この特約において支払う給付金は次のとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
入院一時給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表 2 に定める入院（以下、「入院」といいます。）をしたとき</p> <p>ただし、入院一時給付金が支払われたことがある場合には、直前に支払われた入院一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて 60 日を経過した日の翌日以後に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき、または、直前に支払われた入院一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて 60 日を経過した日の翌日に次の条件のすべてを満たす入院をしているときとします。</p> <p>①この特約の責任開始期（復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に生じた疾病（別表 2 に定める異常分娩を含みます。以下同じ。）または傷害を直接の原因とする入院</p> <p>②治療を目的とする別表 2 に定める病院または診療所における入院</p>	入院一時給付金額	被保険者	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦被保険者の薬物依存</p>

2. 被保険者が、前項に定める入院一時給付金の支払事由に該当した日に入院を開始し、その入院を開始した日からその日を含めて 60 日を経過した日まで、前項の条件のすべてを満たす入院を継続した場合、入院一時給付金の支払事由に該当したものとします。

3. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかにより、入院一時給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、会社は、入院一時給付金を削減して支払い、または入院一時給付金を支払わないことがあります。

(1) 地震、噴火または津波によるとき

(2) 戦争その他の変乱によるとき

4. 第 1 項の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、保険契約者を入院一時給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を入院一時給付金の受取人とします。

5. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた疾病または傷害を直接の原因として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。

6. 第 1 項に定める支払事由にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた疾病または傷害を直接の原因とし

て、この特約の責任開始期以後に入院一時給付金の支払事由に該当した場合は、次のとおりとします。

- (1) この特約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病または傷害に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で入院一時給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または傷害に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、検査（健康診断、人間ドックを含みます。）において異常の指摘を受けたことがない場合には、入院一時給付金を支払います。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

（入院一時給付金の支払限度）

第 3 条 入院一時給付金の通算支払限度は、支払回数 100 回とします。

（入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所）

第 4 条 入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

（特約の保険料の払込の免除）

第 5 条 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第 6 条 この特約の保険期間および保険料払込期間は主契約と同じとします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

（特約の失効）

第 7 条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第 8 条 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取扱います。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第 9 条 この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第 10 条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

（特約の解約）

第 11 条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表 1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

（入院一時給付金額の減額）

第 12 条 保険契約者は、入院一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後の入院一時給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表 1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してくだ

さい。

3. 入院一時給付金額を減額したときは、減額部分は解約したものととして取扱います。

(特約の消滅)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 入院一時給付金が、第 3 条（入院一時給付金の支払限度）に定める支払限度に達したとき

(特約の払戻金)

第 14 条 この特約には、解約その他により特約が消滅した場合の払戻金はありません。

(特約の更新)

第 15 条 主契約が更新された際に、保険契約者から申出がないときは、この特約も同時に更新されたものとします。

2. この特約が更新された場合には、第 2 条（給付金の支払）および第 3 条（入院一時給付金の支払限度）の適用に際しては、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続した保険期間とみなします。
3. 前項に定める他、この特約の更新および更新後の特約の取扱いについては、主約款の更新に関する規定を準用します。

(特約の契約者配当)

第 16 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(管轄裁判所)

第 17 条 この特約の給付金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の準用)

第 18 条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(主契約が特別条件付契約の場合の特則)

- 第 19 条** 主契約が特別条件付契約の場合には、この特約に指定疾病・指定部位不担保法による特別条件が付加されるものとし、その指定疾病・指定部位および不担保期間は、主契約の指定疾病・指定部位および不担保期間と同一とします。
2. 本条の規定によりこの特約に特別条件を付加した場合には、主約款の特別条件をつける場合の特則の規定を準用します。

(中途付加する場合の特則)

第 20 条 第 1 条（特約の締結および責任開始期）第 1 項の規定にかかわらず、主契約の締結後、主契約の保険料払込期間中に、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結（以下、「中途付加」といいます。）することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、中途付加を取扱いません。

- (1) 主契約が特別条件付契約の場合。ただし、不担保期間が満了している場合を除きます。
- (2) 主契約に保険料の払込の免除事由が発生している場合
2. 会社が中途付加を承諾した場合、保険契約者は、中途付加する日（以下、「中途付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、本条において同じ。）で定めるものとします。ただし、主契約の保険料払込期間が終身以外の場合は、主契約の年単位の契約応当日で定めるものとします。
3. この特約の第 1 回保険料は、主契約の払込期月内に主契約の保険料の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
4. この特約の第 1 回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
5. 猶予期間内にこの特約の第 1 回保険料が払い込まれない場合には、中途付加はなかったものとします。
6. 中途付加した場合には、次のとおりとします。
 - (1) 第 1 条（特約の締結および責任開始期）第 2 項の規定にかかわらず、会社は、中途付加日からこの特約の責任を開

始します。

- (2) この特約の第 1 回保険料の払込の猶予期間中に保険事故が発生した場合の取扱は、主約款の第 2 回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (3) 第 6 条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第 1 項の規定にかかわらず、主契約の保険期間が年で定められている場合は、この特約の保険期間および保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険期間および保険料払込期間の満了時までとします。
- (4) 中途付加したこの特約を更新する場合、更新後のこの特約の保険期間は主契約の保険期間と同一とします。
- (5) この特約の保険料は、中途付加日における被保険者の満年齢により計算します。

（備考）

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表 1 請求書類

1. 給付金の請求に必要な書類

項目	必要書類
入院一時給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票および印鑑証明書（ただし、受取人と同一人の場合は不要とします。） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券

（備考）

会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。

2. その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
特約の解約	(1) 会社所定の請求書
入院一時給付金額の減額	(2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（備考）

会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。

別表 2

1. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、2 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

3. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目「分娩（基本分類コード O80 から O84）」のうち、基本分類コード O80.1 および O81 から O84 をいいます。

楽天保険の総合窓口(ご契約者様およびご加入を検討いただいているお客様専用のお問い合わせ窓口)

保険に関するお問い合わせ

保険金・給付金の請求(保険金・給付金ダイヤル)

0120-977-010 (無料)

0120-977-002 (無料)

受付時間 9:00~18:00/年末年始を除く ※当社委託先が承ります。

2024年4月作成

取扱代理店 (お問い合わせ先)

楽天生命保険株式会社

東京都港区南青山 2-6-21
楽天クリムゾンハウス青山 〒107-0062
<https://www.rakuten-life.co.jp/>